

礼文町立学校における働き方改革 アクション・プラン（第2期）

令和4年5月
礼文町教育委員会

1 はじめに

人工知能（AI）やビックデータ等の先端技術が高度化した Society5.0 時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の行動・価値観の変化など、私たちを取り巻く社会情勢はますます複雑で予測が困難なものとなっており、こうした時代に生きる子どもたちは、自己肯定感を高め、他者を尊重し、多様な人々との協働によって持続可能な社会の創り手となるための資質や能力を身に付けていく必要があります。

そのため、学校においては各校で編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営など学校全体の在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」を確立しつつ、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と子どもたちの学びを最大限保障する観点に立った学校教育活動を展開するため、新たに増加した教員の業務負担の軽減に向け、これまで以上に実効性のある取組を進めいく必要があります。

こうした状況を踏まえ、北海道教育委員会では、学校におけるさらなる働き方改革の推進と業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン（第2期）』」を策定しました。

本町においても、これらに同調した取組が必要であることから「礼文町立学校における働き方改革アクション・プラン（第2期）」を策定し、教育委員会と学校との連携・協働による働き方改革に向けた業務改善を一層推進することといたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し専念できる環境の整備に努めて行きます。

2 これまでの取組の成果と課題

第1期アクション・プランでは、目標及び部活動休養日や学校閉庁日の設定等の指標を掲げ、その実施率が100%となるよう各学校の取組を促してきました。その結果、全ての学校において部活動休養日や学校閉庁日の実施、並びに変形労働時間制を活用しており、概ね当初の目標を達成し、これらの一定の定着が図られています。

目標 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全学校でゼロにする	
指標	目標値
1 部活動休養日を完全に実施している部活動の割合	100%
2 変形労働時間制を活用している学校の割合	100%
3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	100%
4 学校閉庁日を年9回以上実施している学校の割合	100%

しかし、一部の指標については目標値に届いていないほか、具体的な取組として掲げたもののうち、未実施となっているものもあり、引き続き、完全実施に向けた取組を一層推進していく必要があります。

具体的な取組	実施状況
本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進	○
(2) ICTの活用や校務支援システムの導入促進	△
(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進	△
部活動指導に関する負担の軽減	
(1) 部活動休養日等の完全実施	○
(2) 部活動指導員の配置等	×
(3) 複数顧問の効果的な活用	○
勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	
(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進	○
(2) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	○
(3) 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築	○
教育委員会による学校サポート体制の充実	
(1) 調査業務等の見直し	○
(2) 勤務時間等の制度改善	○
(3) メンタルヘルス対策の推進	○

※△は一部実施及び今後実施見込み

3 アクション・プランの性格

本プランは、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」という目的を掲げる『学校における働き方改革』を進めるため、礼文町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が策定し、学校での取組を促すものです。

なお、本プランについては、今後の国の動向や北海道教育委員会が策定するプラン、道内各地の学校における多様な取組状況などを見極め、必要に応じて適宜見直しを行い、新たな内容を反映させていくこととします。

4 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組を設定し、取組期間を令和4年度から令和5年度までの2年間とします。

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。

【重視する視点】

【重点的に実施する取組】

個の〈気づき〉

現状分析を踏まえて各教員が自ら働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

チームの〈対話〉

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との〈協働〉

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

①在校等時間の客観的な計測・記録と公表

②メンタルヘルス対策の推進等

③働き方改革手引「Road」の積極的な活用

④ICTを積極的に活用した業務等の推進

⑤部稼働休養日等の完全実施

⑥地域との協働の推進による学校を応援・

支援する体制づくりの推進

5 教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

礼文町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校における取組を促し、そのための支援を行います。また、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施します。

(2) 学校の役割

学校の重点目標を明確化し、全教職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取り組みについて、関係機関と連携しながら主体的に推進します。

また、「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革を促進します。

6 保護者や地域住民等への理解促進

各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けることとします。また、教育委員会やP T A等と連携しながら、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等へ積極的に周知するものとします。

7 学校や教員が担う業務の明確化

各学校においては、子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、国の審議会答申等を踏まえ、必要性が低下し、習慣的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内、あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、教育委員会や関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努めることとします。

【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

基本的には学校以外が 担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも 教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、 負担軽減が可能な業務
② 登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携 ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）

8 具体的な取り組み

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取り組みを行います。

I 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

全ての学校において働き方改革手引「Road」の活用を促進するとともに、学校における働き方改革に関する道内外の好事例を収集し、その普及や情報共有に努めます。

(2) ICT の活用や校務支援システムの導入促進

全教職員に一人 1 台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化に努めるとともに、教職員の事務負担を軽減する校務支援システムの導入について検討します。

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みが推進されるよう、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともににある学校づくり」に向けてコミュニティ・スクールを導入します。

(4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

各学校の実情に応じて、教育支援員、部活動指導員等の専門スタッフの配置を進めます。

II 部活動指導にかかる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

生徒や担当教員の健康・安全及びケガの防止、心身のリフレッシュを図るため、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取り組みを進めます。

①部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり 2 日以上は、休養日を設ける（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・ 学校閉庁日は、部活動休養日とする（夏季休業期間内 3 日、年末年始の休日 6 日）。
- ・ 上記を基本に 1 年の 1 / 4 以上の休養日を実施する。

$$365 \text{ 日} \times 1 / 4 = 91 \text{ 日}$$

$$\Rightarrow \text{週 2 日 : } 86 \text{ 日} + \text{学校閉庁日 : } 9 \text{ 日} = 95 \text{ 日}$$

※休養日には、学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

※大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を実施する。

②部活動の活動時間

- ・平日は2～3時間程度で終了する（生徒の最終下校時刻を設定）。
- ・土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次に該当する場合を除き、半日程度で終了する。

※大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合

※中体連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合

(2) 部活動指導員の配置等

部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、各種大会や練習試合等への生徒引率も可能な部活動指導員の配置を検討します。

(3) 複数顧問の効果的な活用

時間外勤務の縮減、あるいは一人の教職員に過度の負担が掛からないよう、複数顧問の配置を推進します。

III 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録

各学校において「出退勤管理システム」を適切に運用して、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録するとともに、計測結果を踏まえ、職員の健康に配慮しながら業務の平準化や効率化等の取組を進めます。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

職員一人一人がワークライフバランス〔仕事と生活の調和〕の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「ワークライフバランス推進強化週間」を設定するなど、意欲をもって職務に従事することができる職場づくりを進めます。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、下記により、長期休業期間中における「学校閉庁日」を設定します。

① 実施目的

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間

- ・8月15日前後の特定の3日間に設定する（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定する）。
- ・年末年始の休日は、12月29日から1月3日までの6日間とする。

③ 服務上の取扱等

- ・年次有給休暇や夏季特別休暇の取得、週休日の振替等により対応する。
- ・年次有給休暇等の取得は任意であることから、取得を希望しない職員に取得を強制することがないよう留意する。
- ・出勤も可能であることから、開錠及び施錠については出勤する職員の責任で行うこととし、管理職員が出勤することがないようにする。

IV 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進

学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回のストレスチェックを実施するとともに相談体制の充実を図ります。

(2) 調査業務等の見直し

教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り進めます。

(3) 勤務時間等の制度改善

4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更

など、これらの制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行います。

(4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

学校が児童生徒の指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができ
るよう、関係機関との連絡体制を確立し、関係機関との連携・協力体制を構築
します。

(5) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

非常災害等の緊急の必要性がある場合を除き、外部からの問合わせ等への対
応を理由に教職員が時間外勤務をすることがないよう、留守番電話の設置やメ
ールによる連絡対応等の取組を各学校に対して促します。また、可能なものか
ら、学校提出書類の押印省略を進めます。